

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

平成19年4月1日

条例第4号

(職員の定数)

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合の事務局に常時勤務する一般職に属する職員の定数は、46人とする。

(定数外の職員)

第2条 次に掲げる職員は、前条の定数外とすることができる。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職を命ぜられている職員
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月22日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月22日条例第1号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。